

事業者の皆様の販路拡大等を支援します！

常総市販路拡大等支援補助金

1事業者あたり1回のみ

補助上限

50万円

(補助対象経費の4分の3)

新型コロナウイルス感染症の影響により経営が悪化している中小企業者等の事業継続と発展を促進するとともに市の産業の活性化を目的とし、中小企業者等が行う販路拡大等に資する取組みに対して予算の範囲内において補助金を交付します。「新商品を開発したい!」「賞味期限を延ばしたい!」「パッケージをリニューアルしたい!」など皆様の取組みを応援します!!



対象者

中小企業者等※中小企業基本法第2条第1項各号又は中小企業団体の組織に関する法律第3条第1号に該当するもの

- ①市内に事務所若しくは事業所を有する法人
- ②事業を営む個人（市内に住民登録のある者）

交付要件

上記対象者のうち、以下のいずれにも該当している事業者

- ①持続化給付金、事業再構築補助金その他これらに相当する国、県等の新型コロナウイルス感染症に関する支援を受けていること。
- ②市税、国民健康保険税その他市の使用料等を滞納していないこと。
- ③本事業を活用して開発又は改良された商品を常総市ふるさと納税返礼品として登録すること。
- ④常総市暴力団排除条例第2条各号で定める暴力団関係者でないこと。

申請受付期間は令和4年9月1日から10月31日まで

申請前に下記までご相談ください。

※予算額に達した時点で受付期間内であっても受付を終了します。

【お問い合わせ】

常総市役所市長公室常創戦略課ふるさと納税推進室

TEL: 0297-23-2111 E-mail: furusato@city.joso.lg.jp

詳細・申請資料は



市HPへ

対象者

中小企業者等※中小企業基本法第2条第1項各号又は中小企業団体の組織に関する法律第3条第1号に該当するもの

【中小企業者等】

○中小企業基本法第2条第1項各号のいずれかに該当する者

業種	中小企業者（いずれかを満たすこと）	
	資本金額又は出資総額	常時使用する従業員数
①製造業，建設業，運輸業その他の業種	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

※農業法人や個人農家も該当します。

○その他これらに準ずるものとして市長が認める者

中小企業団体の組織に関する法律第3条第1号に規定する中小企業団体

・事業協同組合・事業協同小組合・信用協同組合・協同組合連合会・企業組合・協業組合・商工組合・商工組合連合会

対象経費

区分	補助対象経費の内容
謝礼	外部専門家から指導を受けた場合の謝礼金
交通費	専門家等に支払う旅費又はマーケティング活動に必要な旅費
消耗品費	商品の容器若しくは包装材の購入費又は事業に必要な少額の物品の購入費
印刷費	パッケージ，包装紙，シール等の印刷費
運搬費	原材料，資材等の送付に係る送料
委託料	調査研究，パッケージデザイン等委託費，商品等の外注加工費
手数料	各種許認可の取得費，成分分析，検査費用，クラウドファンディングサイト等の利用料
原材料費	新商品開発のために使用する原材料費
賃貸料	機器リース料等
機材購入費	新商品の開発に必要と認められる機材の購入に要する経費
その他	市長が必要と認める経費

※補助対象経費には消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額は除く。

スケジュール (案)

期間	事業者	市
令和4年9月1日～10月31日	交付申請書の提出	交付申請書の受理
交付決定後～令和5年2月28日	補助事業の実施	交付決定の通知
	実績報告書の提出	実績報告書の受理
実績報告後～3月31日	補助金確定通知の受理	補助金確定の通知
	補助金の請求	補助金請求書の受理
	補助金の受領	補助金の交付

※申請内容に変更が生じる場合は，別途変更交付申請書の提出が必要です。

※実績報告は事業が完了した日から30日を経過した日又は令和5年2月28日のいずれか早い日です。

※実績報告書類の提出に併せてふるさと納税返礼品登録に係る書類を提出してください。

ご注意！！

○市長が要綱の規定に違反すると認める場合は，補助金の交付決定の全部又は一部を取消し交付した補助金の返還を求めます。

○補助対象事業により取得・効用の増加した財産については，補助金の交付の目的に反して使用・譲渡・交換・処分を禁止します。

○補助金に係る経理について，補助対象事業完了年度の翌年度から起算して5年間保管してください。